

千葉県弁護士会憲法市民集会
国際法から見た自衛隊加憲の意味
 ー 安保法制下の日本で ー

憲法改正問題に取り組む
 全国アクションプログラム

2015年に強行採決された安保法によって、日本は、集団的自衛権行使の道に進もうとしています。
 これは自衛の名の下に他国の戦争に巻き込まれることを意味します。
 更に、今、自衛隊を憲法に明記しようという改憲論が、与党によって進められようとしています。

20世紀に入り、戦争を法的に規制しようとして、様々な努力を重ねてきた国際社会は、国際連盟規約やパリ不戦条約、国連憲章などを積み重ねて、平和への道を探ってきました。
 この国際社会が作り上げて来た国際法の規律の中で、今の日本の目指しているものは、どのような意味があるのか、どこに向かおうとしているのか、一緒に考えたいと思います。

2019年 **3月9日(土)**
13:30-16:30
 開場13:00

於: **千葉県弁護士会**
3階講堂

講演 **松井芳郎さん**
 名古屋大学名誉教授

申込不要
入場無料
 手話通訳あり



松井芳郎さん

1941年京都府生まれ。京都大学法学部卒業。名古屋大学法学部教授を経て立命館大学法科大学院教授を務める。専攻は国際法。
 日弁連主催のシンポジウム『安保法の適用・運用の危険性と問題点』にもパネラーとして出演。



主催：千葉県弁護士会 共催：日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

☎043-227-8431 <http://www.chiba-ben.jp/>

千葉市中央区中央4-13-9